

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和7年6月19日(木)

令和7年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年6月19日(木) 開議 午前10時00分
散会 午前11時05分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和7年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 議案第45号 東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第47号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第48号 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第49号 令和7年度東栄診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第50号 令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 発議第 4号 東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第51号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和7年第2回東栄町議会定例会最終日を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。

ここで福祉課長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

福祉課長。

福祉課長（伊藤輝美君）

委員会の際に回答保留しておりましたマイナンバー連携に伴う情報連携について本人が拒否した場合の対応について回答させていただきます。福祉課の健康管理システム健康カルテの情報連携につきましては他市町村が情報の閲覧が制限できるよう設定する方法や、利用者本人がマイナポータルをログイン後、連携の解除の手続きをする方法で対応することができます。以上です。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

続いて本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（岡田浩二君）

議会運営委員長報告。本定例会の本日の議会運営について、6月17日に議会運営委員会を開催しましたので報告をさせていただきます。本日の案件は委員会付託された議案5件、追加上程されました発議1件、議案1件、そして継続審査申出1件であります。日程第1、委員長報告は従来通りです。議案審議につきましては、配布してあります議案審議一覧表の通りです。日程第2、議案第45号から日程第6、議案第55までの議案はそれぞれ単独で上程し討論、採決を行います。日程第7、発議第4号及び日程第8、議案第51号についてはそれぞれ単独で上程した後質疑を行い討論、採決を行います。日程第9は議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出となります。本日も議会運営にご協力の程よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますので、よろしくお願いいたします。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより議事に入ります。

はじめに日程第1、委員長報告を行います。委員会に付託いたしました議案の審査が6月17日の常任委員会で行われました。審査結果につきまして委員長の報告を求めます。

常任委員長。

常任委員長（伊藤真千子君）

東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。6月17日火曜日午前10時から常任委員会を開催しました。出席者、議会側は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席を頂き慎重審査をいたしました。本委員会には、議案第45号東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第47号令和7年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について、議案第48号令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第49号令和7年度東栄診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第50号令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、陳情第4号地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情、以上議案5件と陳情1件が付託されました。委員会において審査の結果、議案第48号、議案第50号の2案件につきましては全会一致で原案の通り可決すべきものと決定されました。次に議案第45号、議案第47号、議案第49号の3件につきましては、賛成多数で原案の通り可決すべきものと決定されました。陳情第4号は採択と趣旨採択の意見があり採決したところ、趣旨採択4名、採択2名となり趣旨採択とすることとなりました。以上が審査結果であります。なお本委員会は議員全員で構成され全員が出席していますので、質疑、討論などの詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で委員会の報告を終了いたします。

----- 議案第45号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2、議案第45号「東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

はじめに申し上げます。会議規則52条では発言は全て簡明にするものとし、議題外に渡り、またその範囲を超えてはならないと定められております。会議規則に沿ってご発言をお願いいたします。

これより討論を行いません。

討論は反対、賛成の順で交互で行います。はじめに反対、賛成の立場を述べてから発言をお願いいたします。討論はございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第45号、東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場で討論します。この一部改正は健康増進施設のうち、とうえい温泉の使用料を改正するもので、主なものを言えば大人の1回券の使用料を700円から100円増額し800円とするものです。提案理由としては社会情勢の変化による人件費や光熱水費などの経費の増加や物価高騰の長期化を踏まえ施設の適正な維持管理のため使用料の改正を行うということで、一定の理解が出来るのですが、このとうえい温泉は現在内部的にいい変化が起きているところであると思っています。そのことは数字にも表れているようで、入客数の増加、特に食堂の利用が増えていると聞きました。このように良い変化が見られる中で急な使用料の増額は入客数に影響が出ないか不安がぬぐい切れません。また使用料が大人1回700円というのも近隣の同様の施設より高い金額であり、それをさらに上げるというのも入客数に影響が出るように感じます。さらに隣接のとうえい健康の館は、とうえい温泉とは逆にその宿泊料金が近隣と比べてかなり安価に設定されています。社会情勢の変化や物価高騰を使用料変更の理由とするのであれば同じ管理のこちらの施設についても同時に変更するべきだと思います。もしくは近隣より安価になっているとうえい健康の館から変更するほうが良いと考えます。以上、今後は価格改定の必要な時が来るかもしれませんが、それは今ではないと思います。まずは最近の取り組みを実直に続けることが重要であると考えこの一部改正に反対します。

議長(加藤彰男君)

反対討論がありました。賛成討論の方いますか。

伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

5番伊藤真千子。議案第45号、東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成します。今回の条例の一部改正は入湯料を大人700円から800円、小人380円から400円に、また、これに伴い各種回数券等の利用料金を見直すものであり、近年の社会情勢の変化により人件費や光熱水費をはじめとする施設運営に係る経費は年々増加しており、さらに物価高騰も長期化しています。そうした状況の中で町民の大切な資源である温泉施設を将来に渡って適正に維持管理していくためには、一定の費用負担の見直しは避けて通れないと考えます。また、入浴料の改定により利用者の皆様にご負担をお願いすることになりますが、利用された方たちが値上げをしても何も変わらなないといったイメージを持っていただかないためにも、施設の充実、安全性と快適性やサービスの向上に努めて頂くことは最重要であり、今後の地域活性化につながるものと確信し本議案に賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論はございますか。反対ですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。高齢者いきいき増進施設とはとうえい温泉のことです。本議案ではとうえい温泉の使用料、つまり温泉の入浴料を今年10月1日より改定し、大人1回券を700円から800円に、小人1回券を380円から400円に、各種回数券をそれぞれ5%から21%値上げするとともに、平日1日滞在券を廃止するものであります。温泉の2024年度の入浴者数は14万841人です。コロナ前の2018年度の16万6,089人にはおよびませんが、順調に回復してきていることは副町長をはじめとする経営陣、スタッフの皆さまのご努力の賜物であると感じ、心から敬意を表するものです。今議会ではこうした努力にも関わらず、とうえい温泉を運営する株式会社とうえいが2024年度決算で561万円の純損失を計上したこと、債務超過額が852万円に拡大したことが明らかになりました。私が特に深刻に受け止めた点は、株式会社とうえいの現金及び預金の年度末残高が前年度末から775万円減少し、439万円となった事です。この額は年間販売費及び一般管理費1億7,309万円のわずか2.8%であり、資金不足に陥る恐れがあると考えます。このような大変厳しい経営状況を鑑みると、町が値上げによって赤字解消と経営改善を図ることは一定理解することができます。しかし、私は以下に述べるように値上げの判断は慎重に行うべきだと考えます。そして今議会で副町長が明らかにした温泉の中期経営計画の見直しを求めるものです。まずですね、反対の理由の1点目は集客への悪影響を懸念するためであります。6月5日現在で私が調べた近隣の日帰り入浴施設9施設の大人1回あたりの入浴料金は平均628円でありました。値上げ後のとうえい温泉の大人1回800円は信州平谷温泉ひまわりの湯と並ぶ最高の設定額となります。物価高騰の影響を受けているのはとうえい温泉だけではなくお客様も同じです。他の施設に先駆けてとうえい温泉が値上げを行うことで、これまで回復傾向にあった入浴客を他の施設に奪われかねないと考えられます。その点で町が値上げにあたって競合する施設の動向や値上げの影響を調査しなかったことは問題だと感じます。値上げにはそれに見合ったサービスの向上が求められますが、今議会で町はその具体策を提示しませんでした。株式会社とうえい中期経営計画では、2026年度にも施設の根本的改修を行うとしています。町は今議会に先立つ今年4月25日の町議会臨時会で温泉等施設整備改修提案業務委託料330万円を予算化しました。オープンから24年が経ち老朽化した施設全体を調査し、今年10月を目途に改修費用の概算を示すとしています。そして町の今議会の答弁では、値上げによる今年度の収益の増加額を450万円とする試算が示されております。これは私の考えですが、この450万円を緊急に町が補助金を交付するなどしてでも改修後のリニューアルオープンまで料金を据え置いて集客への打撃を避けるべきだと考えます。そして2点目は過大な営業利益を見込む中期経営計画と一体に提案された値上げであることです。今議会で明らかになった株式会社とうえいの中期経営計画は、財政健全を目

標として今年度中に債務超過を解消し、2028年度中に繰越利益剰余金をプラスに転換することを掲げております。計画に示されたグラフでは、2024年度末の繰越利益剰余金残高が3,600万円の赤字としているところ、2028年度末には1,700万円の黒字とするものですから、4年間で5,300万円の利益を見込んでいるということになります。そうなりますと今年度の、失礼いたしました、各年度の法人税控除後の純利益は2025年度が1,350万円、大規模改修を予定する2026年度が21万円、2027年度1,954万円、2028年度1,975万円となります。さらに中期経営計画では、町がコロナ禍以降5年度連続で免除してきた納付金の支払いを2025年度中に再開するとしております。遅くとも2026年度から満額の1,800万円を町に支払うと仮定しますと、この上さらに年間1,800万円掛ける3カ年、合計5,400万円もの収益を上げないとならないことになると考えます。そうなりますと今後4年間で総額1億円を超える収入の増加を見込むということになりますから、中期経営計画は私にはあまりにも過大に思われてなりません。私は中期経営計画に示された過去の営業成績を確認してみました。過去16年間のうち10年間で赤字でありました。6年間で黒字でありました。営業利益の最高額は平成23年度の839万円でした。豊川市の本宮の湯が3億円をかけたリニューアルを経て、今2年度連続で過去最高の入場者数を更新していると報じられていますが、その本宮の湯でも運営会社の2024年度の純利益は1,380万円でした。事業の内容が異なるためとうえい温泉と単純な比較はできませんが、私は物価高騰の下、利益を上げるという事の難しさを痛感するものです。そして実現可能な目標を再設定する必要があると考えます。中期経営計画の主な内容は、1、2026年度に設備の根本的改修。2、今年10月に経費削減計画の実行。3、2027年度までに新規収益事業の展開。以上の3点をもって経営を改善するというものであります。しかし今議会では、この3つの改善策の内容はいずれも具体的に示されることはありませんでした。この点は大問題だと思っています。議員である私には、今後4年間で行政がV字回復すると信じるに足る根拠が示されていないと考えてます。とりわけ2つ目の経費削減計画、もう4か月にも満たない間に実行される計画でありますけれども、その経費削減計画の内容も示されていないということです。仕入れや燃料費などが高騰するもとの、私は人件費の削減や雇用条件の改悪につながるのではないかと本当に心配するものです。今全国で公設の温泉施設の廃止や縮小、民間譲渡が行われております。近隣でも2021年には新城市のうめの湯が事業を休止し、のちに民間譲渡されています。2022年には豊根村の湯〜らんどパル豊根が赤字解消のため村営化となりました。中期経営計画には競合施設の動向やロードモデルとなる成功事例の収集などの調査も示されておらず、温泉施設を取り巻く現在の状況の深刻さを把握できないことに不安に思います。3点目、町の関与と情報公開が不十分という点でございます。株式会社とうえいは町が100%出資する第三セクターです。その経営が著しく悪化した場合には、町の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。総務省が示している第三セクター等の経営健全化に関する指針は、地方公共団体の長は第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し監査を行ってですね、この監査の結果については議会、住民に対して説明を行うとともに当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講ずるべきだとしております。しかし今議会では株式会社とうえいが2年度連続で債務超過に陥ってなお、町の監査委員による監査が行われていないという事が明らかになりました。町が今後監査を実施するという意向を示したことは評価しますが、町の関与、ガバナンスが欠如しているという状態だと

考えます。そして周知のとおり、町は老朽化した温泉の修繕に毎年多額な支出を行ってきました。町の温泉本体への支出は、町によれば2024年度の決算見込み額で実に4,778万円に及びます。しかし温泉の修繕費については町民が過去に行った情報公開請求で、修繕を請け負った相手先の事業社名も支出金額も事業内容も全て黒塗り非公開という随意契約があり、町民の監視の目が届かないという状態となっています。中期経営計画では地域公社とこの施設を位置づけておりますが、町の関与ガバナンスを強め情報公開をしっかりと実現して欲しいと思います。4点目は、根本的な改修の費用を踏まえなければ適切な料金改定はできないと考えるためです。私のもとにとうえい温泉を愛する町民から寄せられている声は臨時休業だけを何とかしてほしいというものです。2024年度の臨時休業は16日間、短時間営業の日も7日間あったと伺いました。休業に係る逸失利益の試算額は466万円とのこと。私も喫緊の課題は何よりも臨時休業を無くすことだと考えます。創業24年目を迎えた温泉施設の老朽化を抜本的に改修することによって今後安定して営業できるようになれば、故障ばかりの温泉という負のイメージを払拭し逸失利益を回復する以上の集客につながると思うものです。今議会で私は気になったのは、町が顧客単価の引き上げを重視しているという点です。そのためのブランディングや新規事業の展開を重視しているという点です。このことが高級志向や高価格化につながり経費の増大に繋がらないか、また町民の手が出ないような金額にならないか、さらにその増えた経費によって介護予防棟の温水プールなど住民サービスの縮小に繋がらないか、働く方たちの人員削減に繋がらないかと大変不安に思っております。最後に私が強調したいことは、温泉施設の根本的な改修には多額な費用が想定されることから、その内容と金額に町民の皆さまの理解が得られなければ、改修を前提とした今回の中期経営計画が破断してしまうという事です。そのために私は設備改修提案業務の結果を待って必要となる改修の内容と金額を町民に明らかにし理解を得たうえで計画を策定しなおすべきだと提案したいと思います。その上に立たなければ将来の経営見込みを踏まえた適切な料金改定はできないということを訴えたいと思います。以上の点から本議案には反対いたします。しかし、今回ですね、初めて中期経営計画が議会に示されたということは、本当に重要な第一歩だったと思います。副町長の許可のもと、委員会では全面的な質疑に応じて頂きました。しっかりと議論することができたことはお礼を申し上げたいと思います。以上で反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

今後は会議規則に沿って発言をお願いいたします。

他に討論はございますか。賛成の方。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

4番櫻井孝憲です。東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について賛成の立場で討論させていただきます。この指定管理者株式会社とうえい、この中期経営計画も出てきて、一気にこのV字回復は厳しいと思うんですが、その数字も上昇しているので、この上がるというか任してもいいんじゃないかと思っております。やはり現在日

本だけではなくて世界的なインフレなどにより物価上昇が光熱水費や運営費の高騰を招き、一般的に効率化だけでは現状維持さえも難しくなってきました。とうえい温泉もしかりだと思えます。反対討論からも出ておるんですが、値上げについて気軽にいけなくなり逆に入湯者数も減るのではないかと、また公共施設の料金を同時にいろいろ健康の館もあるので見直すべき話も頂きました。値上げに関してなんです現場、数字だけではなくてやっぱり現場サイドからの話でもあり、こういった中期経営計画にそった業務がやれるよう一刻も早く改良し後押しする、そういったものがやはり必要ではないのではないかなと思っております。僕らからではなくて、やっぱり現場から、実際そこに入っているその運営している側からやっぱりそういった必至と伝わってくるのだと思っております。また、やはりこうした東栄町の中にもこのいろいろ公共施設があるんですが、14万人が来る施設というのはとうえい温泉しかないと思っております。やはりそこと規模の違いはあるにしても、やはりそこと一緒にしたらだめだと思っております、やはり売上の規模も全く違ってきております。やはり一刻も早くこの現場サイドからそういった話があるのならその早めに早急に利用料金などを改定すべきだと思っております。あとですね、やはりその今回こう言った改定を踏まえてお願いというのか要望もあるんですけども、やはりその予防対策、臨時休業にならない予防対策も併せてする必要も大事だと思っておりますし、もう1つはやはり値上げに対する、やっぱりそれに対するサービスの向上、それも必要となっておりますので、こう言った賛成討論になりますけれども、そのあたりに予防も踏まえてお願いしたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上でよろしいでしょうか。

以上で討論を終わります。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席ください。

起立5名です。賛成の起立多数です。

よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第47号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第3、議案第47号「令和7年度東栄町一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたします

これより討論を行います。討論はございませんか。

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

2番佐々木一也です。議案第47号、令和7年度東栄町一般会計補正予算(第3号)について反対の立場で討論します。この補正予算にあるのき山学校使用料96万円は、前回の第1回定例会の時の東栄町体験交流館のき山学校設置及び管理に関する条例の一部改正により使用料、これが追加されたことに伴うものです。前回の議会の答弁から使用料の合計は約80万円ぐらいかなと考えていたので、概ねそのような金額になっています。しかし前回の議会から約3か月の時間があつたわけです。この3か月間にしっかりとPR活動や積極的な紹介などしていれば、のき山学校の利用に関して事前の問合せや期待を持った声が届いていたはずで、それを考慮していれば96万円という金額ではなく、もっと上の金額を提示できたはずで、大きな金額を投じて改修した施設を有効活用しようと努力する姿勢を見て取ることができません。今後も管理料や維持費で毎年度1,000万円を超える費用が必要になる予定です。また1つ赤字を生む施設ができる可能性が大いにあり、それをどのように町民に説明していくつもりでしょうか。また、せめて毎年の管理料を削減する努力として指定管理をやめるとか範囲を変更するなどして、改修した校舎の管理は町が別庁舎として使いながら管理するとか、職員を毎日交代で出向させて校舎で業務をしながら管理をするという方法もあると思いますが、そのような考えはないとの事でした。とても期待や希望の持てる施設ではなく、また使用料を増やしていこうという努力も見られないことから反対をします。

議長(加藤彰男君)

反対討論がありました。賛成討論の方おられますか。

岡田議員。

1番(岡田浩二君)

私は議案第47号、令和7年度東栄町一般会計補正予算(第3号)に賛成の立場で討論いたします。本補正予算案は、厳しい財政状況の中、町の行政運営における今やらなければならないことに的を絞って編成された極めて実行性の高い予算であると評価をしております。まず、総額9,520万2千円の増額補正の中には、町民の生活に直結する重要な施策が多く盛り込まれております。北設情報ネットワーク運営負担金、月地区と三ツ石地区の集会所の改修費補助など地域のつながりや日常の利便性向上に寄与するものが含まれております。また、民生費等で制度改正に伴う障害者自立支援給付システムと健康管理システムの改修業務委託料は、デジタル化が進む中で避けて通れない重要な施策であり、国や県からの支出金を最大限活用して対応する点は非常に適切な判断であります。さらに前年度繰越金を財源とした国保特別会計及び診療所特別会計への対応は住民の健康を守るインフラとして大変重要であり、財政面の工夫と優先順位付けがよく反映されていると感じております。とくに注目すべきは橋梁補修関連の取り組みであります。老朽化が進む中で災害リスクをおさえるためにも必要不可欠な工事であり、寄近橋や振草橋といった町民が不便を強いられてきた課題に対して具体的な動きが見られることを評価いたします。以上の理由から本補正予算案は町の将来にとって必要かつ妥当な内容であると確信しており、賛成の意を表明いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

続いて討論ありますか。反対ですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和7年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について反対の立場で討論いたします。まず私はこの予算に含まれる三ツ石、月集会所の改修費118万円、現在も車両通行止めが続く寄近橋の対策方針検討設計等業務委託料598万円、小学校トイレへの温水洗浄便座の設置工事費303万円など町民生活に必要な予算を取られたことを心から歓迎するものです。しかし次の3点から反対を表明したいと思います。まず1点目は、マイナンバー情報連携に伴う健康管理システム改修業務委託料138万円であります。町の説明では妊娠前から小学校入学までの健診の情報や健康状態、受診歴を含む母子保健情報など重要なプライバシー情報をマイナンバーに紐づけるものだということがわかりました。町は個人情報、マイナンバーの情報をですね暗号化するなどしてセキュリティー対策を行っていると言います。しかし全国ではマイナンバーに係る情報漏洩が現に起きております。ある労務管理クラウドサービスは昨年3月、サーバーの設定ミスによってユーザー情報が外部から閲覧可能な状態におかれ、マイナンバーカードの画像を含む14万4,650人の情報が実際に第三者にダウンロードされたと報じられております。また、医療従事者などが扱うスマートフォン用のアプリのプログラムの不備によって、マイナ保険証を使った医療情報の提供に同意していない人の個人情報が医療機関に漏れるという事案が最大73件起きるなど、2024年度のマイナンバー法に基づく漏洩事案は前年度334件から2,052件に拡大したと政府が発表しております。どんなに対策をしてもリスクは残るという事を私は不安に思うものです。私はマイナンバーに更なる個人情報集約すること、とりわけ自らの情報の取り扱いについて意思決定できない乳幼児の個人情報を紐づけることに賛同することができません。2点目はとうえい温泉施設の修繕費用830万円についてです。私は議案第45号の討論で述べた通り、とうえい温泉に対する町の関与と情報公開が不十分だと考えております。そうした現状を放置したまま多額の修繕費を公金で支出することは問題だと考えているのです。町は今年度、長期修繕計画に基づいて当初予算に1,900万円の修繕費を盛り込みました。しかし、予算化から3ヶ月で830万の修繕費を上乗せするということになりました。この額には新たに修繕の必要が生じた緊急修繕だけではなく、当初予算で予定していた修繕に係る追加費用も含まれており、予算の見積もりが甘いのではないかと考えてなりません。また、通常1週間ほどの定期メンテナンス休業に加えて、男子浴室の壁の修繕等で3日から4日休業期間を延長し6月30日から10日間の休業を見込んでおります。中期経営計画は今年度の臨時休業について6日間を目標と掲げておりますが、この点でも計画が実現できるのか大変不安に思っております。3点目は町民の命と健康を守る町の責任が果たされていないという点です。補正予算案にはのき山学校のレンタルスペース、会議室等の使用料収入として96万円を見込むものです。町はのき山学校を耐震化することで本格的な稼げる施設を目指すとしていました。しかし、現状ではエアコン未設置の部分が多く、私は夏場の集客は見込めないのではと考えます。旧本郷保育園を改修してスタートした障害者施設では、議会への事前

の説明では事業者が自らエアコンを設置すると伺っております。厳しい暑さのもと、エアコンなしでは利用者の健康と安全を守れないのではないのでしょうか。1億5,000万円もの予算を投じた事業として、私はあまりにもずさんな事業計画だと考えこののき山学校の事業について見直しを求めたいと思います。併せて防災フェアのために今回移動式冷風機等借上料50万円を計上しております。炎天下になるであろう今年8月31日に小学校の体育館に多くの参加者を集めてイベントを行うためにですね、スポットクーラーなどで暑さ対策などをするということがあります。しかし1日のイベントの暑さ対策に50万円もかかるということを踏まえればですね、今回の防災フェア、防災意識の向上を目的として行われるものではありませんが、私にとってはですね、夏場に大規模災害が起きたらエアコンのない体育館に町民の皆さまを避難させるということの心配、不安、危険性を学ぶ機会になるのではないかと考えてなりません。私はですね、防災フェアにあたっては、まず町自身が災害から町民の命と健康を守るという立場を明確に示すために、小中学校体育館へのエアコン設置を蒲郡市や豊橋市のように進めていくという事をぜひ表明して頂きたいということをお願いして以上3点から反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

続いて討論いいですか。西谷議員、さっき手をあげていたんですが賛成ですか。
はい西谷議員。

6番（西谷賢治君）

議案第47号、令和7年度東栄町一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論をいたします。今回の補正予算3号は、町が取り組むべきことに対して実行性のある予算だと考えます。保健衛生総務費の繰出金ですが、2,406万1千円が診療所特別会計へ繰り出しされております。この繰出金の総額が増大する点は評価できませんけれども、診療体制の拡充による福祉の増進に直結する重要な施策であります。また歳入では、昨年度耐震工事の完了したのき山学校の利用料の収入が計上されております。全国的にも珍しく希少価値のある木造校舎が堂々とお客を迎え入れられる施設として再生をしたところであります。否定的な意見もあるわけですが、文化の発展や賑わいの創出へ向けた町の重要な施策であるといえます。医療や福祉といった暮らしの土台を支える一方で、地域の活力を高める取り組みも欠かすことはできないと考えます。そうした点で見ますと、今回の補正予算は適当であると私は考えます。以上の理由から私は本補正予算に賛成をいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、以上でよろしいでしょうか。
以上で討論を終わります。
これより起立により採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
はい、着席ください。

起立5名です。賛成者の起立多数です。
よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第48号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、議案第48号「令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第48号は原案の通り可決されました。

----- 議案第49号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、議案第49号「令和7年度東栄診療所特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第49号は原案の通り可決されました。

----- 議案第50号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6、議案第50号「令和7年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 50 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告の通り決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、議案第 50 号は原案の通り可決されました。

----- 発議第 4 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 7、発議第 4 号「東栄町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

発議第 4 号、東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次の通り定めるものとする。令和 7 年 6 月 19 日提出。提出者、東栄町議会議員岡田浩二、賛成者、東栄町議会議員浅尾もと子。提案理由、この案を提出するのは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたことから所要を改正し、併せて字句の整理を行うものである。東栄町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。東栄町議会議員の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年東栄町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。8 分の 1 ページからご説明します。第 2 条、第 4 項但し書き中、以下を第 20 条においてに改め、同条第 10 項中(平成 25 年法律第 27 号)を(平成 25 年法律 27 号。第 12 条第 5 項において「番号利用法」という。)に、第 8 項を第 9 項に改める。8 分の 2 ページ。第 12 条第 5 項中及び第 29 条を削り、同項の表中第 9 項を第 10 項に改める。8 分の 3 ページであります。第 17 条第 1 項各号別記以外の部分中、以下を第 3 項において、に改め、同条第 2 項第 1 号ア中又は報酬、福利厚生をもしくは報酬もしくは福利厚生にその他を又はに改める。8 分の 4 ページ。第 18 条第 1 項中、議会の保有するを削り、同条第 2 項中、この章において及びこの章及び第 18 条においてを削る。8 分の 5 ページにおいて、第 20 条各号列記以外の部分中、情報の次に又は情報公開条例第 7 条に規定する情報を加える。第 27 条第 2 項中この章においてを削る。8 分の 6 ページをお開きください。第 31 条第 2 項中、この章及び第 48 条においてを削る。第 32 条第 3 項中、この章においてを削る。第 38 条第 1 項但し書き中、この章においてを削り、8 分の 7 ページに同条及びこの第 48 条においてを削る。第 39 条第 3 項中、この章においてを削る。8 分の 8 ページ。第 48 条中、特定を特定に資する情報の提供に改める。附則、この条例は公布の日から施行する。以上であります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

なおこの議案につきましては、議会運営委員会で確認し、議会運営委員会正副委員長岡田議員、浅尾議員の連名で提出されております。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより発議第4号の件を採決いたします。

本案を原案の通り決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、発議第4号は原案の通り可決されました。

ここでもなく1時間になりますので、少し早いけれども、11時まで休憩といたします。11時に再開いたします。休憩といたします。

----- 議案第51号 -----

議長（加藤彰男君）

11時前ですがけれども、皆さんお揃いですので再開してよろしいでしょうか。それでは再開いたします。

次に日程第8、議案第51号「令和7年度東栄町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは説明の方をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第51号、令和7年度東栄町一般会計補正予算(第4号)について。続いて2ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ99万6千円を増額し、予算総額を41億1,928万7千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。6ページをお開きください。2款4項3目参議院議員選挙費は、7月に執行予定の第27回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場について愛知県との協議の結果、48ヶ所から70ヶ所に増やす事により追加するものです。7節ポスター掲示場謝礼は、追加する22カ所の掲示場のうち私有地10カ所分の謝礼であります。12節ポスター掲示場設置委託料は、22カ所分の設置及び撤去を委託するものです。13節ポスター掲示場借上料は、掲示板を3段21区画から3段27区画とするとともに、48基を70基にするものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源として15款3項1目総務費県委託金、4節参議院議員選挙準備委託金を充てるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算の追加の予算案についてお尋ねいたします。補正予算説明書の6ページのですね、参議院議員選挙費の99万6千円の追加ということなんですけれども、ポスター掲示場の謝礼ですとかポスター掲示場設置委託料、ポスター掲示場借上料をそれぞれ増額するものであります。ポスター掲示場が48から70に増えたという事なんですけれども、その経緯を改めて教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

実際に国政選挙でありますので、ポスター掲示場の減少協議を県の選挙管理委員会と行うわけなんですけれども、町長、町議選では48ヶ所で執行いたしました。今回につきましても48ヶ所で協議をかけたんですけれども、ちょっと一気に減らしすぎというふうな協議結果となりました。今回は70ということで協議が整いました。従って70ヶ所で補正をお願いするものです。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

2023年の町議選では48の掲示場で選挙を行ったわけで、昨年の衆議院議員選挙でも同じく48であったと思います。今回70に増やさなければいけないということですね、前回なぜ48ヶ所で認められたということ、もう一度お尋ねしたいと思います。併せて町の選挙については町で決定できるものなのかというふうに私は理解したんですけれども、国政選挙あるいは県議選挙であると県の選管との協議が必要という事だというふうに私は今伺って思いました。今後はどうなるのかということも教えていただければと思います。今後も70基で維持していく見込みなのか教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

前回の衆議院選挙 48ヶ所で行ったわけですが、前回は解散から選挙日まで非常に期間が短く、前回の衆議院選挙は特例で認めて頂いたものです。やはり町の選挙は町の選挙管理委員会で決定できるものですが、国政選挙等につきましては、やはり愛知県の選挙管理委員会が主体となりますので、そちらとの協議が必要となってきます。今後ですが、やはりポスター掲示場を仮に少なくするのであれば、もう少し投票所の方を少なくしないと行けませんので、今後やはり立会人の問題もありますので、投票所も統廃合等考えていきたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

他にございませんか。

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 51 号の件を採決いたします。

本案を原案通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 51 号は原案の通り可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 9、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、会議規則 73 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって議会運営委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査をすることと決定いたしました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。会期中の皆さまのご協力に改めてお礼申し上げます。また傍聴の皆様もご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 7 年第 2 回東栄町議会定例会を閉会いたします。